

## 第24節 自主防災組織の育成

実施担当	関係機関
総務部 消防本部	宮城県 防災関係機関 佐沼警察署 登米警察署

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模な地震が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、市は、地域住民及び事業所等による自主防災組織等の育成・指導に努める。

### 第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

#### 1 自主防災組織の必要性

大規模地震発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての事柄に行政が対応することは極めて困難となる。

地震による被害の防止又は軽減を図るために、住民は自主的な防災活動によって出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に、あらかじめ災害時要援護者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

#### 2 自主防災組織の活動にあたって

大規模地震発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識の基に行動することが必要である。また、住民自身の地震に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

### 第3 自主防災組織の育成・指導

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取組むとともに、現在活動している自主防災組織の育成及び組織の拡充に努める。

- 市は、行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織を育成する。 ※ 自主防災組織の現状（資料編 資料17-3）
- 市は、県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。
- 市は、自主防災組織の円滑な活動を推進するため、防災資機材の配備について考慮する。
- 市は、地域の自主防災組織の連携強化を図るため、防災関係機関と協力し、自主防災組織連絡協議会の設置について検討する。

## 第4 自主防災組織の活動

### 1 平常時の活動

#### (1) 訓練の実施等

##### ア 防災訓練への参加

災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう、市や県などが実施する防災訓練に参加する。

##### イ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、講習会等を開催して防災に対する正しい知識の普及を図る。

##### ウ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

##### エ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

##### オ 救出・救護訓練の実施

建物の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

#### (2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

#### (3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については、平常時から点検を実施し、災害時の早急な使用に耐えるように保管するとともに、使用方法の習得に努める。

### 2 地震発生時における活動の習得

#### (1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、市や防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

##### ア 地域内の被害情報の収集方法

##### イ 連絡をとる相手（市、防災関係機関）

##### ウ 相手（市、防災関係機関）との連絡方法

##### エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

## (2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合には、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるため、あらかじめ役割分担と利用方法を決めておく。

## (3) 救出・救護活動の実施

自主防災組織は、建物の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、身近の資機材等を使用して速やかに救出活動を実施することになる。また、自主防災組織では救出が難しい者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行うことになる。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、病院等医療機関へ搬送することになる。

このため、地域毎に災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

## (4) 避難の実施

市長の避難勧告、避難指示又は警察官等から避難指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する必要がある。

このため、避難の実施にあたっては、次の点に留意しながら訓練を行う。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

① 市街地 …………… 火災、落下物、危険物

② 山間部、起伏の多いところ …………… がけ崩れ、地すべり

イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ウ 高齢者、乳幼児、障害者等の災害時要援護者やその他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力の基に避難させる。

## (5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織も炊出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力することになるので、給食・救援物資の配布等の役割分担をあらかじめ決め、訓練を行う。

## 第 25 節 企業等の防災対策の推進

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第 1 目的

企業各々の防災対策は、地域防災力の向上につながると考えられるため、市及び防災関係機関は、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に訓練への参加等と呼びかける。

また、企業等は自らも防災訓練を積極的に実施する。

### 第 2 企業等の役割

企業等は、大規模な地震発生の際には組織自らが被害を受ける恐れがあることから、企業各々の防災対策は重要である。また、その社会的使命を考えると、地域における防災上の役割は大きいと考えられる。

企業等は、自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

### 第 3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう、的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で非常に重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、概ね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災、その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設耐震化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力